



加古川税務署
署長 加納 直人 さん

クローズアップ

スマホから手軽に確定申告!!

確定申告の時期が近づいてきました。
昨年7月に着任された加納署長に、今年
の注意点等についてお話を伺いました。
確定申告は“正しく”“早めに”済ませま
しょう。

確定申告はe-Tax・郵送での提出を
今年も確定申告の時期が近づいてきました。税務署では、新型コロナウイルス感染症の感染リスク軽減のため、ご自宅のパソコンやスマートフォンを利用して申告できるe-Taxを推進しています。国税庁ホームページの「確定申告書作成コーナー」を利用していただくと、簡単に申告書が作成でき、作成した申告書はe-Taxを利用してプリントアウトせずデータを送信することができます(図①)。もちろん、プリントアウトして郵送で提出していただくことも可能です。

e-Taxでの申告は、「24時間いつでも利用可能」で、「申告書作成会場へ出向く必要が無く」、さらに「自動計算機能があるので計算誤りがない」、「データ保存ができるので翌年の申告にも利用可能」など多くのメリットがあります。今年の確定申告から適用される税制改正(図②)による給与所得控除等の計算誤り防止や青色申告特別控除適用要件を満たすためにも、まだご利用されていない方はぜひご利用をお願いいたします。

申告書作成会場について

確定申告期間中における申告書作成会場は、昨年までと同様にニッケパークタウンとなりますが、新型コロナウイルス感染症の感染リスク軽減のための対応(会場内の混雑緩和)として、申告書作成会場への入場には、入場できる時間帯が指定された「入場整理券」が必要です。

入場整理券は会場入り口で当日配付しますが、LINEを通じたオンライン事前発行も可能です。入場整理券の配付状況に応じて、早めに相談受付を終了する場合があります。ご来場の際は、マスクの着用、筆記用具や計算器具等のご持参をお願いします。

また、会場入り口では、検温を行い、体調不良の方は入場をお断りする場合があります。

税務署長から聞いた「税金よもやま話」 “世界に実際にあった税金”

日本には、国・地方を合わせて約50種類の税金がありますが、世界にも様々な税金があります。その中で、世界に実際にあった税金をご紹介します。

- ・ポテトチップス税 (ハンガリーで2011年9月から導入)
- ・ソーダ税 (フランスで2012年1月から導入)

※いずれも「国民の健康を守る」ことを目的に導入され、塩分や糖分を多く含む飲料等に課税することで、肥満や高血圧などの予防と税収増加の一石二鳥を狙ったもののようです。

日本でも、大正15年に炭酸ガスを加えて発酵させた炭酸飲料(サイダー類など)に課税される「清涼飲料税」が、昭和24年に「物品税」へ統合されるまで存在していました。

があります。発熱等の症状がある方や体調のすぐれない方は、後日あらためてご来場いただくようお願いいたします。
※感染リスク軽減のため、申告書等のe-Tax・郵送での提出にご協力をお願いいたします。

確定申告書はe-Taxで送信して提出(図①)

マイナンバーカードを使って送信
用意するものは次の2つ!
①マイナンバーカード
②ICカードリーダーライター または
マイナンバーカード対応のスマートフォン

IDとパスワードで送信
・「ID・パスワード方式の届出完了通知」の発行を希望される場合は、申告されるご本人が顔写真付きの本人確認書類をお持ちのうえ、お近くの税務署にお越しください。
・確定申告会場で、既にID・パスワード方式の届出を提出された方は、申告書の控えと一緒に保管されている場合がありますので、ご確認ください。

印刷して郵送等で税務署へ提出することもできます!

令和2年分の確定申告から適用される主な税制改正について(図②)

1. 給与所得控除等から基礎控除への振替
●給与所得控除及び公的年金等控除の控除額が10万円引き下げられ、基礎控除の控除額が10万円引き上げられました。
2. 給与所得控除の改正
●給与収入が850万円を超える方の控除額が195万円に引き下げられました。
●子育て世代等に配慮する観点から、23歳未満の扶養親族や特別障害者である扶養親族等を有する方には、負担増が生じない措置が講じられています。
3. 公的年金等控除の改正
●公的年金収入が1,000万円を超える方の控除額に上限が設けられました。
●公的年金等以外の所得金額が1,000万円を超える方の控除額が引き下げられました。
4. 基礎控除の改正
●基礎控除が38万円から48万円に引き上げられるとともに、合計所得金額が2,400万円を超える方の控除額が引き下げられ、2,500万円を超える方の控除が廃止されました。
5. 青色申告特別控除の改正
●65万円の青色申告特別控除の適用要件に「電子帳簿保存」又は「e-Taxによる電子申告」が追加されました。
●詳しくは、「令和2年分の所得税確定申告から65万円の青色申告特別控除の適用要件が変わります(リーフレット)」をご確認ください。

要件等	令和2年分	令和元年分
簡易な方法での記帳	10万円	10万円
①正規の簿記(複式簿記)での記帳 ②申告書に「貸借対照表」と「損益計算書」を添付 ③申告期限内での確定申告	55万円	65万円
上記①~③に加え、 「電子帳簿保存」又は「e-Taxによる電子申告」	65万円	65万円

6. ひとり親に対する税制上の措置等
●婚姻歴の有無や性別にかかわらず、生計を一にする子を有する所得500万円以下の単身者について、「ひとり親控除」(控除額35万円)が創設されました。
●上記以外の寡婦については、引き続き寡婦控除として、控除額27万円を適用することとし、所得制限(所得500万円)が設けられました。
7. チケット寄附税制の創設
●新型コロナウイルスの影響により一定のイベントの中止等をした主催者に対して、入場料等の払戻しの請求をしなかった場合のその入場料について、寄附金控除(所得控除又は税額控除)の対象とされました。

詳しくは「国税庁ホームページ」をご覧ください。

《申告書作成会場》場所：ニッケパークタウン

期間：2月16日~3月15日(土日祝除く。2月21日、2月28日は開催)

時間：9:00~16:00(入場整理券の配付状況により早めに受付終了の場合あり)